



鳥取県公報

平成 29 年 9 月 12 日 (火)
第 8 9 3 4 号

毎週火・金曜日発行

目 次

◇ 告 示	指定居宅サービス事業の廃止の届出 (586) (東部福祉保健事務所) 2
	指定介護予防サービス事業の廃止の届出 (587) (〃) 2
	国土調査の成果の認証 (588) (農地・水保全課) 2
	基本測量の実施 (589) (県土総務課) 3
	公共測量の実施 (590) (〃) 3
	指定居宅サービス事業者の指定 (591) (西部総合事務所福祉保健局) 3
	指定居宅介護支援事業者の指定 (592) (〃) 4
	指定介護予防サービス事業者の指定 (593) (〃) 4
	指定居宅サービス事業の廃止の届出 (594) (〃) 5
	指定居宅介護支援事業の廃止の届出 (595) (〃) 5
	指定介護予防サービス事業の廃止の届出 (596) (〃) 6
	指定障害福祉サービス事業者の指定 (597) (〃) 6
	指定障害福祉サービス事業の廃止の届出 (598) (〃) 7
◇ 公 告	ふぐ処理師試験の実施 (くらしの安心推進課) 7
	砂利採取業務主任者試験の実施 (治山砂防課) 9
◇ 調達公告	総合評価一般競争入札の実施 (3件) (情報政策課) 10
	落札者の決定 (県土総務課) 21

告 示

鳥取県告示第586号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項の規定に基づき、指定居宅サービス事業者から当該指定居宅サービスの事業を廃止する旨の届出があったので、同法第78条の規定により、次のとおり告示する。

平成29年9月12日

鳥取県東部福祉保健事務所長 大 口 豊

事業者の名称又は氏名	指定に係る事業所の名称	指定に係る事業所の所在地	届出年月日	廃止年月日	サービスの種類
宍戸 光範	宍戸医院	鳥取市田島716	平成29年8月29日	平成29年6月30日	居宅療養管理指導

鳥取県告示第587号

介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の5第2項の規定に基づき、指定介護予防サービス事業者から当該指定介護予防サービスの事業を廃止する旨の届出があったので、同法第115条の10の規定により、次のとおり告示する。

平成29年9月12日

鳥取県東部福祉保健事務所長 大 口 豊

事業者の名称又は氏名	指定に係る事業所の名称	指定に係る事業所の所在地	届出年月日	廃止年月日	サービスの種類
宍戸 光範	宍戸医院	鳥取市田島716	平成29年8月29日	平成29年6月30日	介護予防居宅療養管理指導

鳥取県告示第588号

国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定に基づき、次のとおり国土調査の成果を認証したので、同条第4項の規定により告示する。

平成29年9月12日

鳥取県知事 平 井 伸 治

調査を行った者の名称	調査を行った時期	成果の名称	調査を行った地域	認証年月日
八頭郡智頭町	平成25年度から平成27年度まで	智頭町(大字奥本の一部)の地籍図及び地籍簿	智頭町大字奥本の一部	平成29年9月12日
西伯郡大山町	平成27年度及び平成28年度	大山町(長田の一部)の地籍図及び地籍簿	大山町長田の一部	〃
〃	〃	大山町(前及び飯戸の各一部)の地籍図及び地籍簿	大山町前及び飯戸の各一部	〃
日野郡江府町	平成26年度及び平成27年度	江府町(大字下安井の一部)の地籍図及び地籍簿	江府町大字下安井の一部	〃
〃	〃	江府町(大字美用の一部)の地籍図及び地籍簿	江府町大字美用の一部	〃
東伯郡三朝町	平成24年度及び平成25年度	東伯郡三朝町(大字柿谷の一部20123136402)の地籍図及び地籍簿	東伯郡三朝町大字柿谷の一部	〃
〃	〃	東伯郡三朝町(大字鉛山)	東伯郡三朝町大字	〃

	の一部20123136403)の地 籍図及び地籍簿	鉛山の一部	
--	------------------------------	-------	--

鳥取県告示第589号

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第1項の規定に基づき、国土交通省国土地理院長から次のとおり基本測量を実施する旨の通知があったので、同条第3項の規定により告示する。

平成29年9月12日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 作業種類 基本測量（成果不整合地域における基準点改測）
- 2 作業期間 平成29年10月6日から平成30年2月22日まで
- 3 作業地域 鳥取市及び八頭郡智頭町

鳥取県告示第590号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定に基づき、北栄町長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示する。

平成29年9月12日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 作業種類 公共測量（数値地形図修正 地図情報レベル2500）
- 2 作業期間 平成29年7月19日から平成30年3月28日まで
- 3 作業地域 東伯郡北栄町全域

鳥取県告示第591号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項本文の規定に基づき、指定居宅サービス事業者を指定したので、同法第78条の規定により、次のとおり告示する。

平成29年9月12日

鳥取県西部総合事務所長 中 山 貴 雄

事業者の名称又は 氏名	指定に係る事業所 の名称	指定に係る事業所 の所在地	指定年月日	サービスの種類
株式会社ハピネライフー光	ハピネヘルパーステーション	米子市米原七丁目 2-18	平成29年9月1日	訪問介護
〃	ヘルパーステーション・ハッピー米子	米子市皆生温泉三丁目15-50	〃	〃
〃	ハピネデイサービスセンターはくほう	〃	〃	通所介護
〃	ハピネデイサービスセンター	米子市久米町200	〃	〃
〃	ハピネデイサービスセンター両三柳	米子市両三柳2066-1	〃	〃
〃	ハピネ訪問入浴センター	米子市彦名町2078	〃	訪問入浴介護
〃	ケアホームはあとピア	米子市久米町200	〃	短期入所生活介護

〃	有料老人ホーム高砂苑	米子市彦名町2078	〃	特定施設入居者生活介護
〃	ハピネライフ一光米子支社	米子市両三柳4489 - 1	〃	福祉用具貸与、特定福祉用具販売

鳥取県告示第592号

介護保険法（平成9年法律第123号）第46条第1項の規定に基づき、指定居宅介護支援事業者を指定したので、同法第85条の規定により、次のとおり告示する。

平成29年9月12日

鳥取県西部総合事務所長 中 山 貴 雄

事業者の名称	指定に係る事業所の名称	指定に係る事業所の所在地	指定年月日
株式会社ハピネライフ一光	ハピネ在宅介護支援センター	米子市米原七丁目2-18	平成29年9月1日
〃	ケアプランセンター・ハッピー米子	米子市皆生温泉三丁目15-50	〃

鳥取県告示第593号

介護保険法（平成9年法律第123号）第53条第1項本文の規定に基づき、指定介護予防サービス事業者を指定したので、同法第115条の10の規定により、次のとおり告示する。

平成29年9月12日

鳥取県西部総合事務所長 中 山 貴 雄

事業者の名称又は氏名	指定に係る事業所の名称	指定に係る事業所の所在地	指定年月日	サービスの種類
株式会社ハピネライフ一光	ハピネヘルパーステーション	米子市米原七丁目2-18	平成29年9月1日	介護予防訪問介護
〃	ヘルパーステーション・ハッピー米子	米子市皆生温泉三丁目15-50	〃	〃
〃	ハピネリハビリテーション颯	米子市米原七丁目2-18	〃	介護予防通所介護
〃	ハピネデイサービスセンターはくほう	米子市皆生温泉三丁目15-50	〃	〃
〃	ハピネデイサービスセンター	米子市久米町200	〃	〃
〃	ハピネデイサービスセンター両三柳	米子市両三柳2066-1	〃	〃
〃	ハピネ訪問入浴センター	米子市彦名町2078	〃	介護予防訪問入浴介護
〃	ケアホームはあとピア	米子市久米町200	〃	介護予防短期入所生活介護
〃	有料老人ホーム高砂苑	米子市彦名町2078	〃	介護予防特定施設入居者生活介護

〃	ハピネライフー光 米子支社	米子市両三柳4489 ー 1	〃	介護予防福祉用 具貸与、特定介護 予防福祉用具販 売
---	------------------	-------------------	---	-------------------------------------

鳥取県告示第594号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項の規定に基づき、指定居宅サービス事業者から当該指定居宅サービスの事業を廃止する旨の届出があったので、同法第78条の規定により、次のとおり告示する。

平成29年9月12日

鳥取県西部総合事務所長 中 山 貴 雄

事業者の名称 又は氏名	指定に係る事業所 の名称	指定に係る事業所 の所在地	届出年月日	廃止年月日	サービスの種 類
株式会社ハピ ネライフケア	ハピネヘルパーステ ーション	米子市米原七丁 目2-18	平成29年7月20 日	平成29年8月31 日	訪問介護
〃	ヘルパーステー ーション・ハッピー米 子	米子市皆生温泉 三丁目15-50	〃	〃	〃
〃	ハピネデイサービス センター	米子市久米町200	〃	〃	通所介護
〃	ハピネデイサービス センター両三柳	米子市両三柳 2066-1	〃	〃	〃
〃	ハピネ訪問入浴セ ンター	米子市彦名町 2078	〃	〃	訪問入浴介 護
〃	ケアホームはあとピ ア	米子市久米町200	〃	〃	短期入所生 活介護
〃	有料老人ホーム高 砂苑	米子市彦名町 2078	〃	〃	特定施設入 居者生活介 護
〃	ハピネデイサービス センターはくほう	米子市皆生温泉 三丁目15-50	平成29年7月21 日	〃	通所介護
〃	ハピネライフケア米 子支社	米子市両三柳 4489-1	〃	〃	福祉用具貸 与、特定福祉 用具販売

鳥取県告示第595号

介護保険法（平成9年法律第123号）第82条第2項の規定に基づき、指定居宅介護支援事業者から当該指定居宅介護支援の事業を廃止する旨の届出があったので、同法第85条の規定により、次のとおり告示する。

平成29年9月12日

鳥取県西部総合事務所長 中 山 貴 雄

事業者の名称	指定に係る事業所 の名称	指定に係る事業所 の所在地	届出年月日	廃止年月日
株式会社ハピネラ イフケア	ハピネ在宅介護支援 センター	米子市米原七丁目 2-18	平成29年7月21日	平成29年8月31日
〃	ケアプランセンタ ー・ハッピー米子	米子市皆生温泉三 丁目15-50	〃	〃

鳥取県告示第596号

介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の5第2項の規定に基づき、指定介護予防サービス事業者から当該指定介護予防サービスの事業を廃止する旨の届出があったので、同法第115条の10の規定により、次のとおり告示する。

平成29年9月12日

鳥取県西部総合事務所長 中山 貴 雄

事業者の名称 又は氏名	指定に係る事業所の 名称	指定に係る事業所の 所在地	届出年月日	廃止年月日	サービスの種 類
株式会社ハピ ネライフケア	ハピネヘルパース テーション	米子市米原七丁 目2-18	平成29年7月20 日	平成29年8月31 日	介護予防訪 問介護
〃	ヘルパーステー ション・ハッピー 米子	米子市皆生温泉 三丁目15-50	〃	〃	〃
〃	ハピネリハビリテ ーション颯	米子市米原七丁 目2-18	〃	〃	介護予防通 所介護
〃	ハピネデイサービ スセンター	米子市久米町200	〃	〃	〃
〃	ハピネデイサービ スセンター両三柳	米子市両三柳 2066-1	〃	〃	〃
〃	ハピネ訪問入浴セ ンター	米子市彦名町 2078	〃	〃	介護予防訪 問入浴介護
〃	ケアホームはあと ピア	米子市久米町200	〃	〃	介護予防短 期入所生活 介護
〃	有料老人ホーム高 砂苑	米子市彦名町 2078	〃	〃	介護予防特 定施設入居 者生活介護
〃	ハピネデイサービ スセンターはくほ う	米子市皆生温泉 三丁目15-50	平成29年7月21 日	〃	介護予防通 所介護
〃	ハピネライフケア 米子支社	米子市両三柳 4489-1	〃	〃	介護予防福 祉用具貸与、 特定介護予 防福祉用具 販売

鳥取県告示第597号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定に基づき、指定障害福祉サービス事業者を指定したので、同法第51条の規定により次のとおり告示する。

平成29年9月12日

鳥取県西部総合事務所長 中山 貴 雄

名 称	主たる事務所 の所在地	指定に係る障害福祉 サービス事業を行う 事業所の名称	指定に係る障害福祉 サービス事業を行う 事業所の所在地	障害福祉サー ビスの種類	指定年月日
-----	----------------	----------------------------------	-----------------------------------	-----------------	-------

株式会社ハピネ ライフ光	三重県津市西 丸之内36-25	ヘルパーステーショ ン・ハッピー米子	米子市皆生温泉三丁 目15-50	居宅介護、重 度訪問介護	平成29年9 月1日
-----------------	--------------------	-----------------------	---------------------	-----------------	---------------

鳥取県告示第598号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第46条第2項の規定に基づき、指定障害福祉サービス事業者から指定障害福祉サービスの事業を廃止した旨の届出があったので、同法第51条の規定により次のとおり告示する。

平成29年9月12日

鳥取県西部総合事務所長 中 山 貴 雄

名 称	主たる事務所の所在地	指定に係る障害福祉サービス事業を行っていた事業所の名称	指定に係る障害福祉サービス事業を行っていた事業所の所在地	障害福祉サービスの種類	廃止年月日
株式会社ハピネ ライフケア	米子市目久美 町34-12	ハピネヘルパーステーション	米子市米原七丁目2 -18	居宅介護、重 度訪問介護、 同行援護	平成29年 8月31日
〃	〃	ヘルパーステーション・ハッピー米子	米子市皆生温泉三丁目15-50	居宅介護、重 度訪問介護	〃

公 告

鳥取県ふぐの取扱い等に関する条例（平成16年鳥取県条例第7号。以下「条例」という。）第5条の規定に基づき、ふぐ処理師試験を次のとおり実施する。

平成29年9月12日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 試験の日時

- (1) 学科試験 平成30年1月26日（金）午前10時から正午まで
- (2) 実技試験 平成30年1月26日（金）午後1時から

2 試験の場所

倉吉市小田458 倉吉市立伯耆しあわせの郷

3 受験資格を有する者

次のいずれかに該当する者とする。

- (1) 調理師法（昭和33年法律第147号）第2条に規定する調理師
- (2) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第57条に規定する者で、認証施設（条例第12条第1項の規定によるふぐ取扱い営業の認証に係る施設をいう。以下同じ。）において、当該施設の専任のふぐ処理師の立会いの下にその指示を受けてふぐ取扱いに2年以上従事しているもの
- (3) 学校教育法第57条に規定する者で、魚介類販売業（食品衛生法施行令（昭和28年政令第229号）第35条第14号に掲げる営業をいう。）若しくは魚肉ねり製品製造業（同条第16号に掲げる営業をいう。）又は乾ふぐ製造営業に2年以上従事しているもの

4 試験科目

- (1) 衛生関係法規
- (2) 公衆衛生学
- (3) 食品衛生学
- (4) ふぐの種類及びふぐ毒に関する知識
- (5) ふぐ処理の実技（毒性臓器の鑑別を含む。）

ただし、調理師免許証を有している者は、公衆衛生学及び食品衛生学を免除する。

5 受験願書の受付期間

平成29年12月4日（月）から同月15日（金）まで（日曜日及び土曜日を除く。）

なお、郵送等による場合は、当該期間内に到達したものに限り、受け付ける。

6 受験願書の提出先

東部生活環境事務所又は各総合事務所生活環境局のうち住所地を管轄するもの（以下「生活環境局等」という。）

7 受験願書の添付書類

(1) 写真（出願前6月以内に脱帽して正面から撮影した上半身像の縦4.5センチメートル、横3.5センチメートルの大きさのもので、裏面に氏名及び撮影日を記入したもの）

(2) 3(1)の受験資格を有する者にあつては、調理師免許証の写し

(3) 3(2)の受験資格を有する者にあつては、次に掲げる書類

ア 学校教育法第57条に規定する者であることを証する書類（卒業証明書又は卒業証書の写し等）

なお、学校卒業時と氏名が変わっている場合は、事実の確認ができる書類（戸籍抄本等）を添付すること（(4)アにおいて同じ。）

イ 認証施設において、当該施設の専任のふぐ処理師の立会いの下にその指示を受けてふぐ取扱いに2年以上従事していることを証する書類

(4) 3(3)の受験資格を有する者にあつては、次に掲げる書類

ア 学校教育法第57条に規定する者であることを証する書類（卒業証明書又は卒業証書の写し等）

イ 魚介類販売業、魚肉ねり製品製造業又は乾ふぐ製造営業に2年以上従事していることを証する書類

8 受験手数料及びその納付方法

受験手数料は、9,040円とし、その金額に相当する鳥取県収入証紙を受験願書の収入証紙貼付欄に貼り付けて納付すること。この場合、消印しないこと。なお、既納の手数料は、還付しない。

また、受験手数料のほかに、実技試験に用いるふぐの代金が必要となる。その金額及び納付方法については、受験票に記載するので、受験票にて確認すること。

9 受験に当たっての注意事項

(1) 受験者は、試験当日、試験開始の10分前までに集合すること。なお、受付は、午前9時20分から開始する。

(2) 受験者は、次のものを持参すること。

ア 学科試験

受験票及び筆記用具

イ 実技試験

受験票、白衣、包丁、ふきん、白帽又は三角きん及び清潔な履物

なお、白衣は、白色に限るものとし、白帽又は三角きんは、髪の毛がはみ出ないようなものとする。

10 合格者の発表

合格者の受験番号を平成30年2月9日（金）に生活環境局等において掲示するとともに、生活環境部くらしの安心局くらしの安心推進課（以下「くらしの安心推進課」という。）のホームページ（<http://www.pref.tottori.lg.jp/kurashi>）に掲載する。また、同日付けで受験者全員に結果を通知する。

11 合否基準

学科試験、実技試験ともに合格基準を満たした者を合格とする。

(1) 学科試験

原則として、試験の全科目の合計得点（ただし、調理師免許証を有している者は、衛生関係法規、ふぐの種類及びふぐ毒に関する知識の合計得点）が満点の6割以上である者を合格とする。ただし、1科目でも得点が当該科目の満点の3割を下回る者は、不合格とする。

(2) 実技試験

原則として、満点の8割以上である者を合格とする。ただし、得点が8割以上であったとしても、次のア

からウまでのいずれかに該当する者は、不合格とする。

- ア 毒性臓器の鑑別において、卵巣又は精巣の正確な鑑別ができていない場合
- イ 毒性臓器の鑑別において、肝臓の正確な鑑別ができていない場合
- ウ 処理後の筋肉に有毒部位が付着している場合

12 その他

- (1) 提出された書類が、虚偽の内容が記載されたものであり、又は証明資格のない者が証明したものであることが判明したときは、合格を取り消す。
- (2) 試験の得点については、鳥取県個人情報保護条例（平成11年鳥取県条例第3号）第19条第2項の規定に基づき開示するので、試験の得点の開示を受けようとする受験者は、合格発表日から1月の間にくらしの安心推進課又は生活環境局等に受験票を提示してその旨を申し出ること。
- (3) 試験の詳細については、下記に問い合わせること。

くらしの安心推進課	鳥取市東町一丁目220	(0857-26-7284)
東部生活環境事務所	鳥取市立川町六丁目176	(0857-20-3678)
中部総合事務所生活環境局	倉吉市東巖城町2	(0858-23-3157)
西部総合事務所生活環境局	米子市糺町一丁目160	(0859-31-9321)

砂利採取法（昭和43年法律第74号）第15条第1項の規定により、平成29年度の砂利採取業務主任者試験を次のとおり実施する。

平成29年9月12日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 試験の日時及び場所

- (1) 試験の日時 平成29年11月10日（金）午前10時から
- (2) 試験の場所 鳥取市東町一丁目271

鳥取県庁第二庁舎4階第28会議室及び第32会議室

2 試験科目及び試験時間

試験科目	試験時間
ア 砂利の採取に関する法令	2 時間
イ 砂利の採取に関する技術的な事項（基礎的な土木及び河川工学に関する事項を含む。）	

3 受験申込手続

受験願書（出願前6月以内に撮影した正面上半身像の写真（縦4センチメートル×横3センチメートルのカラー写真（コピーは不可とする。）で、その裏面に、撮影年月日、氏名及び年齢を記載したもの。以下「カラー写真」という。）を添付すること。）及び受験票（カラー写真を貼り付けること。）を、平成29年9月15日（金）から同年10月13日（金）までの各日（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）に県土整備部治山砂防課、各県土整備事務所又は各総合事務所県土整備局に提出すること。

なお、郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便（以下「信書便」という。）により提出する場合は、平成29年10月13日（金）までの消印又は信書便の役務のうち消印に準ずるもののあるものに限り受け付けるものとし、受験票には宛先を記入し62円切手を貼り付けること。

また、受験願書及び受験票は、県土整備部治山砂防課、各県土整備事務所及び各総合事務所県土整備局に備え付けてある所定の用紙を使用しなければならない。

4 受験手数料及びその納付方法

- (1) 受験手数料 8,000円
- (2) 納付方法

(1)に記載する金額に相当する鳥取県収入証紙を受験願書の所定の欄に貼り付けて納付すること。この場

合、消印しないこと。

5 合格者の発表等

合格者の発表日等については、試験の当日に試験の会場において案内する。

6 その他

(1) 受験願書及び受験票を提出した者には、受験票に受付印を押印し、受験番号を記載して交付又は返送をする。

(2) 受験についての詳細は、次に問い合わせること。

県土整備部治山砂防課（電話0857-26-7384）

鳥取県土整備事務所（電話0857-20-3641）

八頭県土整備事務所（電話0858-72-3862）

中部総合事務所県土整備局（電話0858-23-3217）

西部総合事務所米子県土整備局（電話0859-31-9712）

西部総合事務所日野振興センター日野県土整備局（電話0859-72-2047）

調 達 公 告

総合評価一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の6第1項及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成29年9月12日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 調達の内容

(1) 借入物品等の名称及び数量

ア 借入物品 県立学校（東部地区）教職員パソコン等 一式

イ 購入物品 ソフトウェア 一式

(2) 借入物品等の仕様

入札説明書による。

(3) 借入期間

平成30年2月1日（木）から平成34年10月31日（月）までとする。

(4) 納入期限

平成30年1月31日（水）とする。

(5) 納入場所

入札説明書による。

(6) 入札方法

ア 本件入札は、総合評価一般競争入札により行うので、入札者は、入札説明書に定める仕様比較表を入札書とともに提出しなければならない。

イ 入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、入札説明書に示す方法に従って計算した本件入札に係る借入物品及び購入物品全ての賃貸借に係る費用（保守料等を含む。）の月額を入札書に記載すること。

なお、契約に当たっては、入札書に記載された金額（以下「入札価格」という。）に100分の108を乗じて得た金額（1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）をもって契約金額とする。

(7) 予算規模

月額4,267千円

2 入札参加資格

本件入札に参加する資格を有する者は、単独企業又は共同企業体とし、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

(1) 単独企業に関する要件

ア 政令第167条の4の規定に該当しない者であること。

イ 平成27年鳥取県告示第596号（物品等の売買、修理等及び役務の提供に係る調達契約の競争入札参加者の資格審査の申請手続等について）に基づく競争入札参加資格（以下「競争入札参加資格」という。）を有するとともに、その業種区分が、事務用機器のパソコン類に登録されている者であること。

なお、本件入札に参加を希望する者であって、競争入札参加資格を有していないもの又は当該業種区分に登録されていないものは、鳥取県競争入札参加資格審査事務取扱要綱（昭和40年1月30日付発出第36号）第5条第1項に規定する競争入札参加資格者名簿（以下「競争入札参加資格者名簿」という。）への登録に関する申請書類を平成29年9月21日（木）正午までに4の(2)の場所に提出すること。この際、本件入札に参加するための登録申請であることを、当該申請書類の提出と同時に4の(2)の場所に必ず連絡すること。

ウ 本件調達の公告日から開札日（再度入札を含む。）までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱（平成7年7月17日付第157号）第3条第1項の規定による指名停止措置を受けていない者であること。

エ 本件調達の公告日から開札日（再度入札を含む。）までの間のいずれの日においても、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てが行われた者又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てが行われた者でないこと。

オ 本件入札に係る共同企業体の構成員でないこと。

カ 1の(1)に示した物品を所有し（本件調達に係る契約日以降に取得する場合を含む。）、納入期限までに納入場所に納入することができる者であって、当該物品の納入後、保守、点検、修理その他のアフターサービスを鳥取県の求めに応じて速やかに提供できるもの（当該物品が故障した場合には鳥取県の求めがあつてから2時間以内に当該物品を確認するなどの対応が可能な者に限る。）であること。

キ 鳥取県との協力・連携体制及び個人情報保護の体制を構築できる者であること。

(2) 共同企業体に関する要件

ア 各構成員が(1)のア、ウ、エ及びキの要件を全て満たしていること。

イ 共同企業体において(1)のカの要件を満たすこと。

ウ 構成員のうち1以上の者が競争入札参加資格を有し、その業種区分が事務用機器のパソコン類であること。

なお、上記業種区分に登録された構成員がいない共同企業体が本件入札に参加しようとするときは、構成員のいずれかが競争入札参加資格者名簿への登録に関する申請書類を平成29年9月21日（木）正午までに4の(2)の場所に提出すること。この際、本件入札に参加するための登録申請であることを、当該申請書類の提出と同時に4の(2)の場所に必ず連絡すること。

エ 共同企業体は、2以上の者で自主的に結成されたものであること。

オ 構成員の出資比率が異なる場合は、出資比率の最も大きい者が代表者となること。ただし、出資比率が同じ場合には、いずれかの者が代表者となること。

カ 各構成員が、本件入札において参加する単独企業又は他の共同企業体の構成員でないこと。

キ 次の事項を定めた共同企業体結成に係る協定を締結していること。

(ア) 目的

(イ) 共同企業体の名称

(ウ) 構成員の名称及び所在地

(エ) 代表者の名称

(オ) 代表者の権限

(カ) 構成員の出資比率

- (キ) 構成員の責任
- (ク) 業務履行中における構成員の脱退に対する措置
- (ケ) 業務履行中における構成員の破産又は解散に対する措置
- (コ) 取引金融機関
- (サ) 解散後のかし担保責任
- (シ) その他必要な事項

3 契約担当部局

鳥取県総務部情報政策課

4 入札手続等

(1) 入札に関する問合せ先

〒680-8570 鳥取市東町一丁目220

鳥取県総務部情報政策課市町村連携・セキュリティ対策担当

電話 0857-26-7852

電子メール jouhou@pref.tottori.lg.jp

(2) 競争入札参加資格者名簿への登録に関する問合せ先

〒680-8570 鳥取市東町一丁目220

鳥取県会計管理者庶務集中局物品契約課

電話 0857-26-7431

(3) 入札説明書等の交付の方法

平成29年9月12日（火）から同年10月10日（火）までの間にインターネットのホームページ（<http://www.pref.tottori.lg.jp/jouhou/>）から入手すること。ただし、これにより難しい者には、次により直接交付する。

ア 交付期間及び交付時間

平成29年9月12日（火）から同年10月10日（火）までの日（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の午前8時30分から午後5時まで。ただし、交付期間最終日は正午まで。

イ 交付場所

(1)に同じ。

(4) 郵便等による入札

可とする。ただし、書留郵便（親展と明記すること。）又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるもの（親展と明記すること。）により、(1)の場所に送付すること。

(5) 入札書及び仕様比較表の提出期限等

ア 提出期限

平成29年10月23日（月）午後5時

イ 提出場所

(1)に同じ。

ウ その他

仕様比較表の添付書類として次の資料を添付すること。

(ア) 提出に際しては、それぞれの仕様が分かる資料（カタログ等）を添付すること。

(イ) ハードウェアのパフレット（仕様の該当する部分にマーキング及び付箋をすること。）を添付すること。

(ウ) 導入機器に情報漏えいの原因となり得る不正な部品が使用されていないことを証明するメーカーの報告書を添付すること。

(6) 開札の日時及び場所

次のとおりとする。なお、落札者の決定は、入札説明書に示すところにより後日評価の上決定し、通知する。

ア 日時

平成29年10月23日（月）午後5時

イ 場所

(1)に同じ。

5 入札者に要求される事項

(1) 入札は、紙入札により行うこと。

(2) 入札書は、入札説明書に示すところにより記入し、「入札書」と明記した封筒に入れ、密封して提出しなければならない。

(3) 本件入札に参加を希望する者は、入札説明書に示す事前提出物を4の(1)の場所に平成29年10月10日(火)の午後5時までに提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

(4) 入札参加者は、(3)の書類に関して説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

6 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

本件入札に参加する者は、入札保証金として入札価格に12を乗じて得た金額の100分の5以上の金額を入札書に添えて納付しなければならない。この場合において、国債、地方債及び鳥取県会計規則（昭和39年鳥取県規則第11号。以下「会計規則」という。）第124条において準用する会計規則第113条第1項に定める担保の提供をもって入札保証金の納付に代えることができる。

なお、鳥取県物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年鳥取県規則第106号。以下「調達手続特例規則」という。）第14条の規定により、入札保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

(2) 契約保証金

落札者は、契約保証金として契約金額に12を乗じて得た金額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。この場合において、国債、地方債及び会計規則第113条第1項に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

なお、調達手続特例規則第18条の規定により、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

7 落札者の決定方法

(1) 落札者の決定は、入札説明書に示すところにより、入札書及び仕様比較表の総合評価により行う。

(2) この公告に示した業務を完遂できると判断した入札者であって、会計規則第127条の規定に基づいて作成された予定価格の範囲内の価格をもって入札したもののうち、総合評価の最も高かった者を落札者とする。

8 その他

(1) 契約手続において使用する言語、通貨及び時刻

日本語、日本国通貨及び日本標準時

(2) 入札の無効

2の入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札及び会計規則、この公告又は入札説明書に違反した入札は、無効とする。

(3) 契約書作成の要否

要

(4) 手続における交渉の有無

無

(5) その他

詳細は、入札説明書による。

9 Summary

(1) Nature and quantity of the products

A suite of computers for prefectural schools to be leased

A suite of software to be purchased

(2) October 10, 2017 5:00 PM : Time-limit for submission of documents for qualification confirmation

(3) October 23, 2017 5:00 PM : Time-limit for submission of tenders

(4) Please Contact : Information Policy Division, General Affairs Department, Tottori Prefectural Government 1-220 Higashi-machi, Tottori-shi, Tottori 680-8570 Japan
TEL 0857-26-7852

総合評価一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の6第1項及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成29年9月12日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 調達の内容

(1) 借入物品等の名称及び数量

ア 借入物品 県立学校（中部地区）教職員パソコン等 一式

イ 購入物品 ソフトウェア 一式

(2) 借入物品等の仕様

入札説明書による。

(3) 借入期間

平成30年2月1日（木）から平成34年10月31日（月）までとする。

(4) 納入期限

平成30年1月31日（水）とする。

(5) 納入場所

入札説明書による。

(6) 入札方法

ア 本件入札は、総合評価一般競争入札により行うので、入札者は、入札説明書に定める仕様比較表を入札書とともに提出しなければならない。

イ 入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、入札説明書に示す方法に従って計算した本件入札に係る借入物品及び購入物品全ての賃貸借に係る費用（保守料等を含む。）の月額を入札書に記載すること。

なお、契約に当たっては、入札書に記載された金額（以下「入札価格」という。）に100分の108を乗じて得た金額（1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）をもって契約金額とする。

(7) 予算規模

月額2,212千円

2 入札参加資格

本件入札に参加する資格を有する者は、単独企業又は共同企業体とし、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

(1) 単独企業に関する要件

ア 政令第167条の4の規定に該当しない者であること。

イ 平成27年鳥取県告示第596号（物品等の売買、修理等及び役務の提供に係る調達契約の競争入札参加者の資格審査の申請手続等について）に基づく競争入札参加資格（以下「競争入札参加資格」という。）を有するとともに、その業種区分が、事務用機器のパソコン類に登録されている者であること。

なお、本件入札に参加を希望する者であって、競争入札参加資格を有していないもの又は当該業種区分に登録されていないものは、鳥取県競争入札参加資格審査事務取扱要綱（昭和40年1月30日付発出第36号）第5条第1項に規定する競争入札参加資格者名簿（以下「競争入札参加資格者名簿」という。）への登録に関する申請書類を平成29年9月21日（木）正午までに4の（2）の場所に提出すること。この際、本件入札に参加するための登録申請であることを、当該申請書類の提出と同時に4の（2）の場所に必ず連絡すること。

ウ 本件調達の公告日から開札日（再度入札を含む。）までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱（平成7年7月17日付第157号）第3条第1項の規定による指名停止措置を受けていない者であること。

エ 本件調達の公告日から開札日（再度入札を含む。）までの間のいずれの日においても、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てが行われた者又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てが行われた者でないこと。

オ 本件入札に係る共同企業体の構成員でないこと。

カ 1の（1）に示した物品を所有し（本件調達に係る契約日以降に取得する場合を含む。）、納入期限までに納入場所に納入することができる者であって、当該物品の納入後、保守、点検、修理その他のアフターサービスを鳥取県の求めに応じて速やかに提供できるもの（当該物品が故障した場合には鳥取県の求めがあつてから2時間以内に当該物品を確認するなどの対応が可能なる者に限る。）であること。

キ 鳥取県との協力・連携体制及び個人情報保護の体制を構築できる者であること。

（2）共同企業体に関する要件

ア 各構成員が（1）のア、ウ、エ及びキの要件を全て満たしていること。

イ 共同企業体において（1）のカの要件を満たすこと。

ウ 構成員のうち1以上の者が競争入札参加資格を有し、その業種区分が事務用機器のパソコン類であること。

なお、上記業種区分に登録された構成員がいない共同企業体が本件入札に参加しようとするときは、構成員のいずれかが競争入札参加資格者名簿への登録に関する申請書類を平成29年9月21日（木）正午までに4の（2）の場所に提出すること。この際、本件入札に参加するための登録申請であることを、当該申請書類の提出と同時に4の（2）の場所に必ず連絡すること。

エ 共同企業体は、2以上の者で自主的に結成されたものであること。

オ 構成員の出資比率が異なる場合は、出資比率の最も大きい者が代表者となること。ただし、出資比率が同じ場合には、いずれかの者が代表者となること。

カ 各構成員が、本件入札において参加する単独企業又は他の共同企業体の構成員でないこと。

キ 次の事項を定めた共同企業体結成に係る協定を締結していること。

（ア） 目的

（イ） 共同企業体の名称

（ウ） 構成員の名称及び所在地

（エ） 代表者の名称

（オ） 代表者の権限

（カ） 構成員の出資比率

（キ） 構成員の責任

（ク） 業務履行中における構成員の脱退に対する措置

（ケ） 業務履行中における構成員の破産又は解散に対する措置

（コ） 取引金融機関

（サ） 解散後のかし担保責任

（シ） その他必要な事項

3 契約担当部局

鳥取県総務部情報政策課

4 入札手続等

(1) 入札に関する問合せ先

〒680-8570 鳥取市東町一丁目220

鳥取県総務部情報政策課市町村連携・セキュリティ対策担当

電話 0857-26-7852

電子メール jouhou@pref.tottori.lg.jp

(2) 競争入札参加資格者名簿への登録に関する問合せ先

〒680-8570 鳥取市東町一丁目220

鳥取県会計管理者庶務集中局物品契約課

電話 0857-26-7431

(3) 入札説明書等の交付の方法

平成29年9月12日（火）から同年10月10日（火）までの間にインターネットのホームページ（<http://www.pref.tottori.lg.jp/jouhou/>）から入手すること。ただし、これにより難しい者には、次により直接交付する。

ア 交付期間及び交付時間

平成29年9月12日（火）から同年10月10日（火）までの日（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の午前8時30分から午後5時まで。ただし、交付期間最終日は正午まで。

イ 交付場所

(1)に同じ。

(4) 郵便等による入札

可とする。ただし、書留郵便（親展と明記すること。）又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるもの（親展と明記すること。）により、(1)の場所に送付すること。

(5) 入札書及び仕様比較表の提出期限等

ア 提出期限

平成29年10月23日（月）午後5時

イ 提出場所

(1)に同じ。

ウ その他

仕様比較表の添付書類として次の資料を添付すること。

(ア) 提出に際しては、それぞれの仕様が分かる資料（カタログ等）を添付すること。

(イ) ハードウェアのパフレット（仕様の該当する部分にマーキング及び付箋をすること。）を添付すること。

(ウ) 導入機器に情報漏えいの原因となり得る不正な部品が使用されていないことを証明するメーカーの報告書を添付すること。

(6) 開札の日時及び場所

次のとおりとする。なお、落札者の決定は、入札説明書に示すところにより後日評価の上決定し、通知する。

ア 日時

平成29年10月23日（月）午後5時

イ 場所

(1)に同じ。

5 入札者に要求される事項

- (1) 入札は、紙入札により行うこと。
- (2) 入札書は、入札説明書に示すところにより記入し、「入札書」と明記した封筒に入れ、密封して提出しなければならない。
- (3) 本件入札に参加を希望する者は、入札説明書に示す事前提出物を 4 の(1)の場所に平成29年10月10日(火)の午後 5 時まで提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。
- (4) 入札参加者は、(3)の書類に関して説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

6 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

本件入札に参加する者は、入札保証金として入札価格に12を乗じて得た金額の100分の5以上の金額を入札書に添えて納付しなければならない。この場合において、国債、地方債及び鳥取県会計規則（昭和39年鳥取県規則第11号。以下「会計規則」という。）第124条において準用する会計規則第113条第1項に定める担保の提供をもって入札保証金の納付に代えることができる。

なお、鳥取県物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年鳥取県規則第106号。以下「調達手続特例規則」という。）第14条の規定により、入札保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

(2) 契約保証金

落札者は、契約保証金として契約金額に12を乗じて得た金額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。この場合において、国債、地方債及び会計規則第113条第1項に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

なお、調達手続特例規則第18条の規定により、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

7 落札者の決定方法

- (1) 落札者の決定は、入札説明書に示すところにより、入札書及び仕様比較表の総合評価により行う。
- (2) この公告に示した業務を完遂できると判断した入札者であって、会計規則第127条の規定に基づいて作成された予定価格の範囲内の価格をもって入札したもののうち、総合評価の最も高かった者を落札者とする。

8 その他

- (1) 契約手続において使用する言語、通貨及び時刻

日本語、日本国通貨及び日本標準時

- (2) 入札の無効

2の入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札及び会計規則、この公告又は入札説明書に違反した入札は、無効とする。

- (3) 契約書作成の要否

要

- (4) 手続における交渉の有無

無

- (5) その他

詳細は、入札説明書による。

9 Summary

- (1) Nature and quantity of the products

A suite of computers for prefectural schools to be leased

A suite of software to be purchased

- (2) October 10, 2017 5:00 PM : Time-limit for submission of documents for qualification confirmation

- (3) October 23, 2017 5:00 PM : Time-limit for submission of tenders

- (4) Please Contact : Information Policy Division, General Affairs Department, Tottori Prefectural Government 1-220 Higashi-machi, Tottori-shi, Tottori 680-8570 Japan

TEL 0857-26-7852

総合評価一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の6第1項及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成29年9月12日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 調達の内容

(1) 借入物品等の名称及び数量

ア 借入物品 県立学校（西部地区）教職員パソコン等 一式

イ 購入物品 ソフトウェア 一式

(2) 借入物品等の仕様

入札説明書による。

(3) 借入期間

平成30年2月1日（木）から平成34年10月31日（月）までとする。

(4) 納入期限

平成30年1月31日（水）とする。

(5) 納入場所

入札説明書による。

(6) 入札方法

ア 本件入札は、総合評価一般競争入札により行うので、入札者は、入札説明書に定める仕様比較表を入札書とともに提出しなければならない。

イ 入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、入札説明書に示す方法に従って計算した本件入札に係る借入物品及び購入物品全ての賃貸借に係る費用（保守料等を含む。）の月額を入札書に記載すること。

なお、契約に当たっては、入札書に記載された金額（以下「入札価格」という。）に100分の108を乗じて得た金額（1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）をもって契約金額とする。

(7) 予算規模

月額3,687千円

2 入札参加資格

本件入札に参加する資格を有する者は、単独企業又は共同企業体とし、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

(1) 単独企業に関する要件

ア 政令第167条の4の規定に該当しない者であること。

イ 平成27年鳥取県告示第596号（物品等の売買、修理等及び役務の提供に係る調達契約の競争入札参加者の資格審査の申請手続等について）に基づく競争入札参加資格（以下「競争入札参加資格」という。）を有するとともに、その業種区分が、事務用機器のパソコン類に登録されている者であること。

なお、本件入札に参加を希望する者であって、競争入札参加資格を有していないもの又は当該業種区分に登録されていないものは、鳥取県競争入札参加資格審査事務取扱要綱（昭和40年1月30日付発出第36号）第5条第1項に規定する競争入札参加資格者名簿（以下「競争入札参加資格者名簿」という。）への登録に関する申請書類を平成29年9月21日（木）正午までに4の(2)の場所に提出すること。この際、本件入札に参加するための登録申請であることを、当該申請書類の提出と同時に4の(2)の場所に必ず連絡すること。

ウ 本件調達の公告日から開札日（再度入札を含む。）までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争

入札参加資格者指名停止措置要綱(平成7年7月17日付第157号)第3条第1項の規定による指名停止措置を受けていない者であること。

エ 本件調達公告日から開札日(再度入札を含む。)までの間のいずれの日においても、会社更生法(平成14年法律第154号)の規定による更生手続開始の申立てが行われた者又は民事再生法(平成11年法律第225号)の規定による再生手続開始の申立てが行われた者でないこと。

オ 本件入札に係る共同企業体の構成員でないこと。

カ 1の(1)に示した物品を所有し(本件調達に係る契約日以降に取得する場合を含む。)、納入期限までに納入場所に納入することができる者であって、当該物品の納入後、保守、点検、修理その他のアフターサービスを鳥取県の求めに応じて速やかに提供できるもの(当該物品が故障した場合には鳥取県の求めがあつてから2時間以内に当該物品を確認するなどの対応が可能な者に限る。)であること。

キ 鳥取県との協力・連携体制及び個人情報保護の体制を構築できる者であること。

(2) 共同企業体に関する要件

ア 各構成員が(1)のア、ウ、エ及びキの要件を全て満たしていること。

イ 共同企業体において(1)のカの要件を満たすこと。

ウ 構成員のうち1以上の者が競争入札参加資格を有し、その業種区分が事務用機器のパソコン類であること。

なお、上記業種区分に登録された構成員がいない共同企業体が本件入札に参加しようとするときは、構成員のいずれかが競争入札参加資格者名簿への登録に関する申請書類を平成29年9月21日(木)正午までに4の(2)の場所に提出すること。この際、本件入札に参加するための登録申請であることを、当該申請書類の提出と同時に4の(2)の場所に必ず連絡すること。

エ 共同企業体は、2以上の者で自主的に結成されたものであること。

オ 構成員の出資比率が異なる場合は、出資比率の最も大きい者が代表者となること。ただし、出資比率が同じ場合には、いずれかの者が代表者となること。

カ 各構成員が、本件入札において参加する単独企業又は他の共同企業体の構成員でないこと。

キ 次の事項を定めた共同企業体結成に係る協定を締結していること。

(ア) 目的

(イ) 共同企業体の名称

(ウ) 構成員の名称及び所在地

(エ) 代表者の名称

(オ) 代表者の権限

(カ) 構成員の出資比率

(キ) 構成員の責任

(ク) 業務履行中における構成員の脱退に対する措置

(ケ) 業務履行中における構成員の破産又は解散に対する措置

(コ) 取引金融機関

(サ) 解散後のかし担保責任

(シ) その他必要な事項

3 契約担当部局

鳥取県総務部情報政策課

4 入札手続等

(1) 入札に関する問合せ先

〒680-8570 鳥取市東町一丁目220

鳥取県総務部情報政策課市町村連携・セキュリティ対策担当

電話 0857-26-7852

電子メール jouhou@pref.tottori.lg.jp

(2) 競争入札参加資格者名簿への登録に関する問合せ先

〒680-8570 鳥取市東町一丁目220

鳥取県会計管理者庶務集中局物品契約課

電話 0857-26-7431

(3) 入札説明書等の交付の方法

平成29年9月12日（火）から同年10月10日（火）までの間にインターネットのホームページ（<http://www.pref.tottori.lg.jp/jouhou/>）から入手すること。ただし、これにより難しい者には、次により直接交付する。

ア 交付期間及び交付時間

平成29年9月12日（火）から同年10月10日（火）までの日（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の午前8時30分から午後5時まで。ただし、交付期間最終日は正午まで。

イ 交付場所

(1)に同じ。

(4) 郵便等による入札

可とする。ただし、書留郵便（親展と明記すること。）又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるもの（親展と明記すること。）により、(1)の場所に送付すること。

(5) 入札書及び仕様比較表の提出期限等

ア 提出期限

平成29年10月23日（月）午後5時

イ 提出場所

(1)に同じ。

ウ その他

仕様比較表の添付書類として次の資料を添付すること。

(ア) 提出に際しては、それぞれの仕様が分かる資料（カタログ等）を添付すること。

(イ) ハードウェアのパフレット（仕様の該当する部分にマーキング及び付箋をすること。）を添付すること。

(ウ) 導入機器に情報漏えいの原因となり得る不正な部品が使用されていないことを証明するメーカーの報告書を添付すること。

(6) 開札の日時及び場所

次のとおりとする。なお、落札者の決定は、入札説明書に示すところにより後日評価の上決定し、通知する。

ア 日時

平成29年10月23日（月）午後5時

イ 場所

(1)に同じ。

5 入札者に要求される事項

(1) 入札は、紙入札により行うこと。

(2) 入札書は、入札説明書に示すところにより記入し、「入札書」と明記した封筒に入れ、密封して提出しなければならない。

(3) 本件入札に参加を希望する者は、入札説明書に示す事前提出物を4の(1)の場所に平成29年10月10日(火)の午後5時までに提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

(4) 入札参加者は、(3)の書類に関して説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

6 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

本件入札に参加する者は、入札保証金として入札価格に12を乗じて得た金額の100分の5以上の金額を入札書に添えて納付しなければならない。この場合において、国債、地方債及び鳥取県会計規則（昭和39年鳥取県規則第11号。以下「会計規則」という。）第124条において準用する会計規則第113条第1項に定める担保の提供をもって入札保証金の納付に代えることができる。

なお、鳥取県物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年鳥取県規則第106号。以下「調達手続特例規則」という。）第14条の規定により、入札保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

(2) 契約保証金

落札者は、契約保証金として契約金額に12を乗じて得た金額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。この場合において、国債、地方債及び会計規則第113条第1項に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

なお、調達手続特例規則第18条の規定により、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

7 落札者の決定方法

(1) 落札者の決定は、入札説明書に示すところにより、入札書及び仕様比較表の総合評価により行う。

(2) この公告に示した業務を完遂できると判断した入札者であって、会計規則第127条の規定に基づいて作成された予定価格の範囲内の価格をもって入札したもののうち、総合評価の最も高かった者を落札者とする。

8 その他

(1) 契約手続において使用する言語、通貨及び時刻

日本語、日本国通貨及び日本標準時

(2) 入札の無効

2の入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札及び会計規則、この公告又は入札説明書に違反した入札は、無効とする。

(3) 契約書作成の要否

要

(4) 手続における交渉の有無

無

(5) その他

詳細は、入札説明書による。

9 Summary

(1) Nature and quantity of the products

A suite of computers for prefectural schools to be leased

A suite of software to be purchased

(2) October 10, 2017 5:00 PM : Time-limit for submission of documents for qualification confirmation

(3) October 23, 2017 5:00 PM : Time-limit for submission of tenders

(4) Please Contact : Information Policy Division, General Affairs Department, Tottori Prefectural Government 1-220 Higashi-machi, Tottori-shi, Tottori 680-8570 Japan

TEL 0857-26-7852

一般競争入札により落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第12条の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成29年9月12日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 調 達 件 名 国道178号（岩美道路）トンネル工事（（仮称）岩美1号トンネル）（補助）

- | | |
|------------------------|--|
| 2 契 約 方 式 | 一般競争入札 |
| 3 落札者を決定した日 | 平成29年8月9日 |
| 4 落札者の名称及び所在地 | 国道178号(岩美道路)トンネル工事((仮称)岩美1号トンネル)(補助)鴻池・
青木あすなろ・美保テクノス特定建設工事共同企業体
広島県広島市中区八丁堀2-31 |
| 5 落 札 価 格 | 3,505,680,000円(消費税及び地方消費税の額を含む。) |
| 6 入 札 公 告 日 | 平成29年5月12日 |
| 7 落 札 方 式 | 最低価格落札方式 |
| 8 契約事務担当部局の名称
及び所在地 | 会計管理者庶務集中局集中業務課
鳥取市東町一丁目220 |